

## 耐震改修促進計画改定(素案)から(案)の主な変更点について

## 1. 耐震化の現状

## (1) 住宅の耐震化の現状 (案 P.6)

・令和2年度末の耐震化率を修正

- ① 国及び都が変更した耐震化率の算定方法用い、耐震化率の再計算を行った。
- ② コロナ禍の建築状況を考慮するため、令和2年4月～8月の建築計画概要書データを集計し令和2年度末推計値を算出した。

	素案(旧)	案(新)
耐震性を満たす	442,365 戸	451,304 戸
耐震性が不十分	41,757 戸	31,796 戸
総戸数	484,122 戸	483,100 戸
耐震化率	91.4%	93.4%

## (2) 特定建築物の耐震化の現状 (案 P.7)

・変更なし

(耐震性不明・不十分の建築物所有者に対し、個別に状況を確認するなど、より詳細に調査を行っていく)

## (3) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状(案 P.8)

・令和元年度末から今年度進捗があったため、令和2年12月時点に更新する。

	素案(旧)	案(新)
耐震性を満たす	786 棟	787 棟
耐震性が不十分	131 棟	131 棟
未報告	9 棟	8 棟
総数	926 棟	926 棟
耐震化率	84.9%	85.0%
調査時点	令和元年度末時点	令和2年12月時点

## (4) 防災上重要な区公共建築物の耐震化の現状(案 P.12)

・今年度、小中学校 28 棟の改修工事を実施したため、令和2年度末時点に更新する。

	素案(旧)	案(新)
耐震性を満たす	544 棟	572 棟
耐震性が不十分	64 棟	36 棟
総数	608 棟	608 棟
耐震化率	89.5%	94.1%
調査時点	令和元年度末時点	令和2年度末時点

アンダーラインは変更点を示す。

## 2. 耐震化の目標(案P.14)

	素案(旧)	案(新)
(1) 住宅	令和7年度末までに <b>耐震性が不十分な住宅をおおむね解消</b> することをめざし、住宅地の安全性の確保に努めます。	令和2年度末までに耐震化率95%という目標から、さらに耐震化を促進し、令和7年度末までに <b>耐震性が不十分な住宅をおおむね解消</b> することをめざし、住宅地の安全性の確保に努めます。
(2) 特定建築物	特定建築物のうち民間が所有する建築物については、これまでの目標を継続し令和7年度末までに <b>耐震化率95%の達成</b> をめざし、耐震化の促進に努めます。(東京都耐震改修促進計画の目標に応じ調整予定)	略(変更なし)
(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物	「東京都耐震改修促進計画」において、特定緊急輸送道路の通行機能を的確に表せる区間到達率及び総合到達率の指標を用いた目標が示されています。 区においても令和7年度末までに「東京都が指標として示す <b>総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消</b> 」をめざします。 到達率は、都内すべての特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震性をもとに東京都が算出しているため、東京都と協議を重ねつつ実現に向け目標達成に努めます。 また、耐震診断結果の報告が完了していない9棟の建築物の所有者に対し、個別訪問を行うなどの対応により、法で定める耐震診断結果の報告が行われるように努めます。	略  また、耐震診断結果の報告が完了していない8棟の建築物の所有者に対し、個別訪問を行うなどの対応により、法で定める耐震診断結果の報告が行われるように努めます。
(4) 防災上重要な区公共建築物	防災上重要な区公共建築物のうち耐震性が不十分な64棟については、令和元年度末時点で60棟が確認されている小学校及び中学校を含め、大規模改修などの個別の状況を考慮しつつ令和7年度末までに解消し、 <b>耐震化率100%の達成</b> をめざします。	防災上重要な区公共建築物のうち耐震性が不十分な36棟については令和7年度末までに解消し、 <u>できるだけ早期に耐震化率100%の達成</u> をめざします。